

特集

有事の際、町の役割は

国民保護法の仕組みを紹介

平成16年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が制定されました。
 この法律では、町や地域住民の方の役割も大きく、全国の市町村で計画を策定する予定です。
 本町でも昨年8月に「訓子府町国民保護協議会」を設置し、現在、町が策定している「訓子府町国民保護計画案」を諮問する予定です。今月号では法律の概要を紹介するとともに、訓子府町としての役割などについても紹介します。

特集

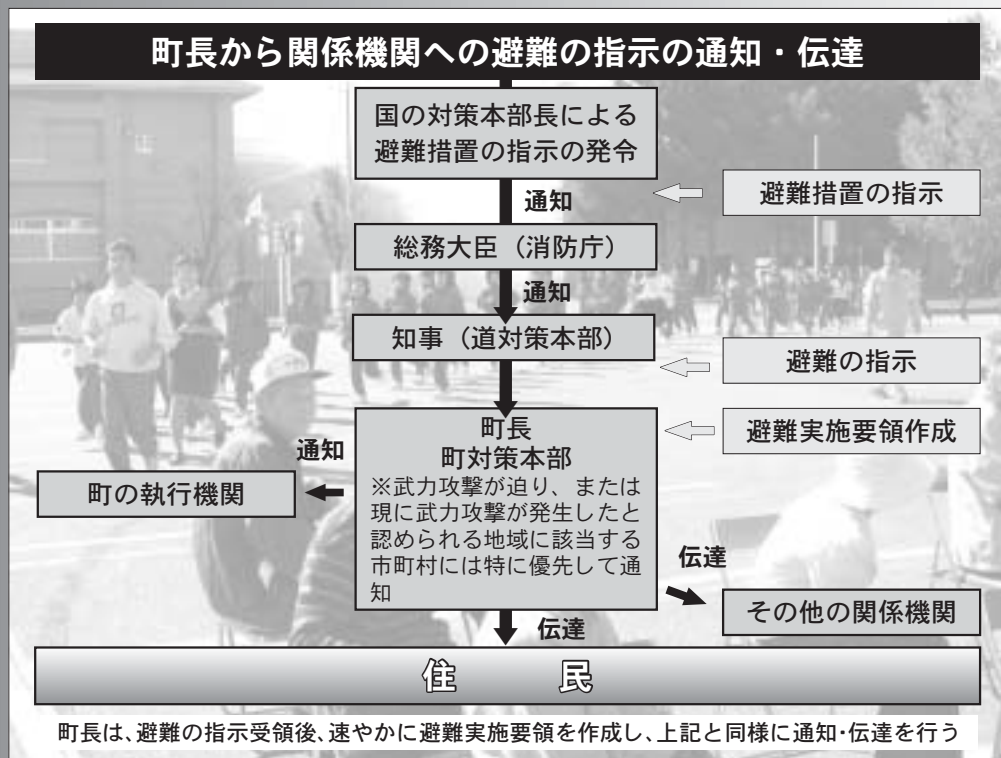
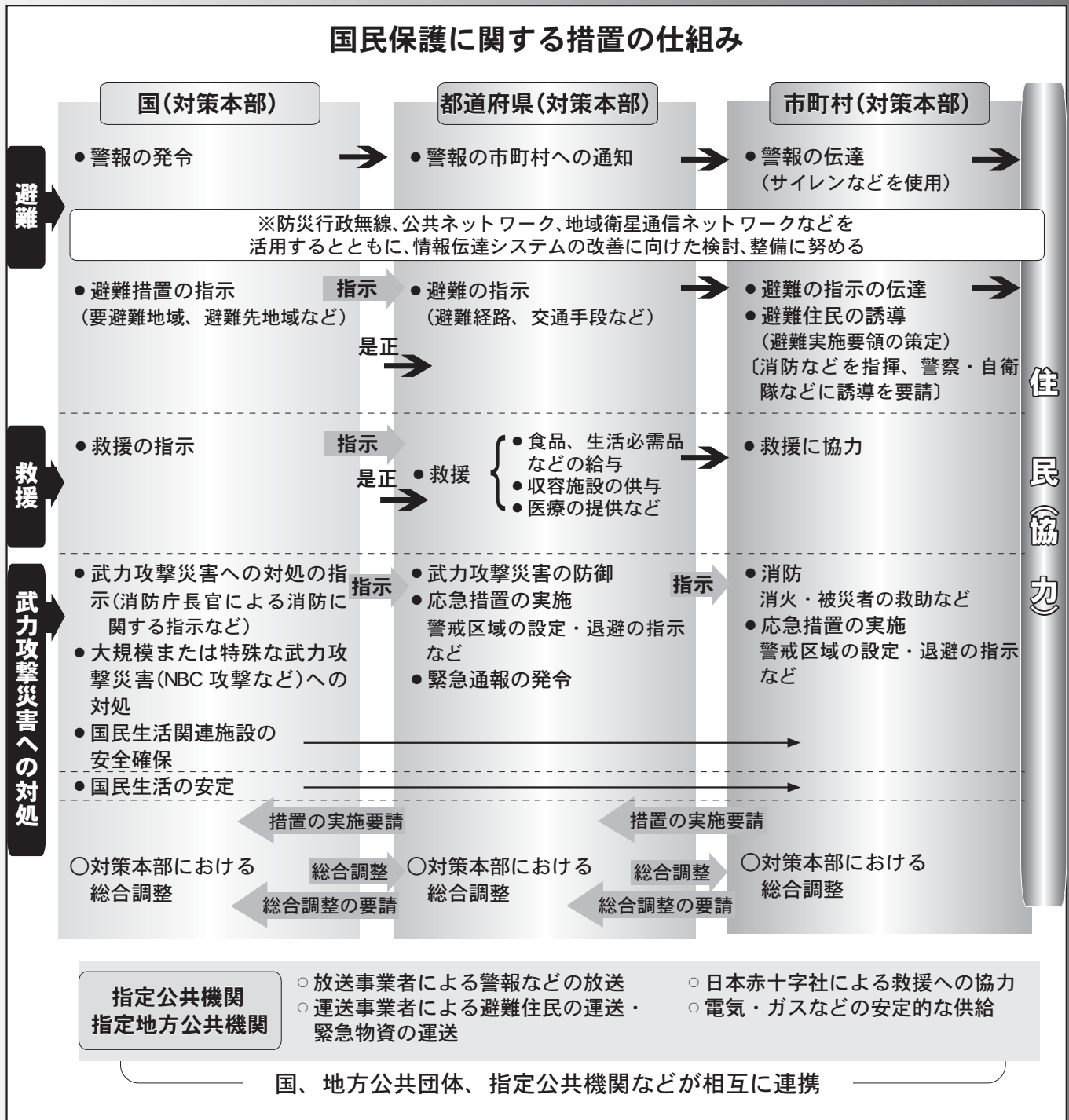
迅速な措置へ組織体制を整備

国民保護法とは

2001年（平成13年）のアメリカ同時多発テロ以後、大量破壊兵器や弾道ミサイル、国際テロ組織の活動などで、日本の平和と安全に影響を与える多様な事態が心配されると同時に、国の危機管理が改めて問われています。

こうしたことを背景に、各種事態への対応として、平成15年に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立ならびに国及び国民の安全の確保に関する法律」（武力攻撃事態対処法）が制定され、これを受けて国民保護法が制定されました。

武力攻撃事態などにおける国民保護のための仕組みについては、2ページの図のとおりとなっております。国から住民の避難・救援・武力攻撃災害への対処について都道府県、市町村などへ指示が出され、それぞれの機関が連携して住民の保護に当たります。



町の計画案を策定中

町では、国民保護法に基づき、町や住民の役割などを明記した町国民保護計画案を策定中で、計画案ができ次第、昨年8月に設置した国や道の関係機関、地域団体・住民の方などで構成する町国民保護協議会に諮問します。協議会では計画案を協議し、計画として町に答申、町は計画を道に申請し、知事の承認を受け19年度中に計画を具体的にスタートさせる予定です。

住民の協力

- 国民保護法では、国や地方公共団体などが、住民の安全を十分に確保した上で、協力を求めていくことを掲げています。地域住民の方が町などと協力して行うことは、次のようなことです。
- ① 住民の避難や被災者救援などの援助
 - ② 消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助
 - ③ 保健衛生の確保に向けた措置の援助
 - ④ 避難訓練への参加

町の役割

国民保護法では、地方公共団体の重要な役割として次の三つを柱としています。これらの措置を迅速に実施できるよう、町として普段から組織や体制の整備を図っていきます。

避難 国が警報を発令し、避難の指示を行った場合、町長は消防などを指揮し、警察、自衛隊などと協力して住民の避難誘導を行います。

救援 国が救援の指示を行った場合、町は道と協力し、避難してきた住民に宿泊場所や食料品などを提供することにも、行方不明者などの安否情報の収集、提供を行います。

武力攻撃に伴う被害の最小化 町は、国、道と協力して消火、救急・救助活動や生活関連施設の安全確保、警戒区域への立ち入り制限などを行います。